

平成27年度 日吉台一丁目南自治会要望書及び回答書

番号	新・経過の 説明	要望内容及び要旨	担当課	回答要旨	図面 写真
1	経過 の説明	<p>昭和55年、湖西道路の排ガス等の問題を心配する有志による対策委員会が設置され、日吉台一丁目自治会と道路公団とで話し合いの結果、「騒音・排ガス対策・美観」の観点から防護壁と樹木にすることに決定した。樹木の剪定は2年に一度と聞いている。</p> <p>その後、30年以上が経過し樹木も立派に成長し、鬱蒼としてきたため昨年(26年度)に一部住人が独断で樹木の伐採を所管するに国土交通省に依頼し実行された。</p> <p>このことに危機感を抱いた住民の要望で直ちに緊急集会がもたれた。</p> <p>その時の緊急集会における意見は、</p> <p>(1)鬱蒼としてきているのは事実であり、伐採はありがたいがあまりにも低く切りすぎている。</p> <p>(2)騒音がうるさくなった。</p> <p>(3)美観も考慮した植林を至急にしてほしいなど、伐採で迷惑を被っている声が圧倒的であり、伐採を支持する声は全くもってなかった。</p> <p>今後この件に関しては、「住民の要望を聞き、自治会を通して自治会長と自治連合会長の連名にて所管の国土交通省に伝える」ことを確認し、国土交通省も了承された。</p>	国土交通省 滋賀国道 事務所 堅田出張所	/	1
	今年 度の 経過	<p>(1)平成27年6月3日には今年度の自治会要望をまとめるため回覧にて記入用紙を会員にまわした。</p> <p>(2)6月27日の組長会で、湖西道路の樹木剪定の要望はあがってこなかった。</p> <p>(3)しかし、その後になって住民の4名のグループと他の住民の2名のグループが別々の連名にて、2通の要望書(どちらも自治会員と非自治会員を含む)が自治会長宅に届けられた。</p> <p>内容は、1通は「仮設防音壁(3m)の高さで樹木の先端を揃えてほしい。」との要望であり、他のもう1通は、「大屋根の少し上で剪定してほしい。」</p> <p>と、バラバラな内容になっており、個人プレー、個人のエゴ以外の何物でもない一貫性の無い要望であった。</p> <p>自治会としては、昨年の「確認」に基づいて要望を出すことにしており、このルールを無視した要望は受け入れがたい。</p>		/	

		<p>しかしながら高くそびえ立つ樹木は、なんとか剪定をお願いしたいのも事実である。</p> <p>現在では森となった樹木が住民のお荷物では無く、美観・景観、防音、排ガス対策として成長した樹木をどのように維持してもらうのかを国道事務所にきっちりと要望していきたい、それが要望の「基本スタンス」とすると考えている。</p>			
27年度 の 要望 分		<p>昭和55年、湖西道路の排ガス等の問題を心配する有志による「対策委員会」が設置され、日吉台一丁目自治会と道路公団とで話し合いの結果、「騒音・排ガス対策・美観」の観点から防護壁と樹木にすることに決定して以来、今日で30余年が経過し、当初の住民の願いどおりの森に成長したが、樹木が高くそびえ鬱蒼としてきたことも事実である。</p> <p>そこで、(1)高くそびえ立つ樹木の剪定に際して、騒音・排気ガス対策に有効な樹木の高さは何mが適当かを全国の例を参考に回答いただきたい。</p> <p>※昨年假設された3mの防音壁でも騒音がうるさくなったとの声が道路から離れた住宅の住民からも聞かれる。</p> <p>(2)一方で、高層化した樹木の剪定をお願いします。</p> <p>ただし、(1)での適切な高さに揃えて剪定していただく場合、高さや剪定時期について各自治会へ事前に必ず連絡をお願いします。</p> <p>(3)道路近くの住宅は特に落ち葉や湿気による害虫の駆除などの処理をおこなわねばならないため、随時に下草を刈るなど風通しを良くするなど環境の保全をお願いします。</p> <p>以上の要望について、よろしくをお願いします。</p>			

※「継続」要望の場合は、昨年度の回答内容を踏まえて要望書を作成してください。

自治会名 日吉台学区自治連合会